四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第六十七号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のとおり変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年二月二十七日

○国土交通省告示第百六十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	三菱電機株式会社　古屋製作所
事業場の所在地	名古屋市西区新城町有海字鳥影1番地の1
認定に係る物件の範囲	有効期間
電動機（定格出力が90kW以下の交流電動機に限る。）	平成26年2月17日から平成31年2月16日まで

○国土交通省告示第百六十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十六年二月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P－619号	油吸着材	カクタスM－50HK　CA	浪華絹綿株式会社	大阪府大阪市都島区毛馬町4丁目3番地26号
第P－620号	〃	カクタスM－65HK　CA	〃	〃

○国土交通省告示第百六十九号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月十日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P－589号	油吸着材	ネオアタックウェーブS型	東和化工株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目10番地6

○国土交通省告示第百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十六年二月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

一　苫小牧事業所の変更

㈠　所在地の変更

変更前	北海道苫小牧市双葉町一丁目1番6号
変更後	北海道苫小牧市新中野町一丁目4番15号

㈡　変更年月日　平成二十六年二月十日

○国土交通省告示第百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道56号改築工事（片坂バイパス・高知県高岡郡四万十町金上野字押川口地内から同県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　高知県高岡郡四万十町金上野字押川口、字野添、字岡ハナ、字三日月山、字コビガ谷、字己斐加谷、字江戸見、字荷掛、字小葛籠、字小ツヅラ及び字ツヅラ地内

高知県幡多郡黒潮町市野瀬字大ツエ山、字イヅノヲク、字森リ及び字ヨコボ山、佐賀橘川字カブッケ山、字一ツ田、字ヤライ山、字シイ谷山、字ナカマ、字シイタニ及び字鈴道山並びに拳ノ川字上ハカシ、字ノボリヨヲロ、字大バイ、字スナ田、字ツヅラ谷、字中ホリ、字口ツヅラ、字南山、字コバノ川神田、字北屋敷及び字丸松地内

2　使用の部分　高知県高岡郡四万十町金上野字野添、字岡ハナ、字三日月山、字コビガ谷、字己斐加谷、字荷掛、字小葛籠、字ツヅラ及び字カロト越並びに峰ノ上字コミ山地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県高岡郡四万十町金上野字押川口地内の四万十町西インターチェンジから同県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山地内の拳ノ川インターチェンジ（仮称）までの延長6.1kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道56号改築工事（片坂バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。